

●香川県告示第121号

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

香川県知事 池田豊人

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県造林事業補助金交付規程（昭和36年香川県告示第487号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定機能回復事業</u> 自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林及び多様な森林を造成するために林相転換を必要とする人工林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（市町にあっては森林所有者と、市町以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための<u>造林</u>、<u>花粉発生源対策として林相転換のために実施する一貫作業等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等を行う事業</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(事業の種類等)</p> <p>第2条 事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定森林再生事業</u> 自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（市町にあっては森林所有者と、市町以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための<u>造林等</u>及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等を行う事業</p> <p>2・3 略</p>

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月31日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、令和6年度分以降の補助金について適用し、令和5年度分までの補助金については、なお従前の例による。